

令和6年

足立区選挙管理委員会  
第5回定例会会議要録

- |          |   |
|----------|---|
| 1) 開会年月日 | 令和6年3月1日(金)   |
| 2) 会議時間  | 午前10時10分～午前11時30分   |
| 3) 場 所   | 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室  |
| 4) 出席委員  | 委 員 長 芦 川 武 雄<br>職 務 代 理 者 古 野 香 織<br>委 員 針 谷 幹 夫<br>委 員 新 井 英 生                                |
| 5) 事務局職員 | 事 務 局 長 鳥 山 高 章<br>管 理 係 長 久 保 文 雅<br>選 挙 係 長 松 田 直 剛<br>管 理 係 主 査 高 宮 大 介<br>選 挙 係 主 査 齋 藤 雅 大 |
| 6) 傍 聴 者 | 2名  |

7) 会議要録

- 委員長 ただいまから第5回足立区選挙管理委員会定例会を開会します。  
まず初めに第6号議案『選挙人名簿登録者の抹消および令和6年3月定  
時登録について』を事務局から説明願います。
- 事務局長 第6号議案『選挙人名簿登録者の抹消および令和6年3月定時登録につ  
いて』説明。
- 委員長 このことについて何か質問はありますか。
- 針谷委員 今回登録される方の年齢層の内訳はわかりますか。
- 管理係長 申し訳ございませんが、ただ今すぐにはお答えできません。
- 委員長 この他に何か質問はありますか。
- 全委員 ありません。
- 委員長 それでは第6号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は挙手  
をお願いいたします。
- 全委員 (全員挙手)
- 委員長 挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。それでは続きま  
して、第7号議案『在外選挙人名簿の登録について』を事務局から説明  
願います。
- 事務局長 第7号議案『在外選挙人名簿の登録について』説明。
- 委員長 このことについて何か質問はありますか。
- 全委員 ありません。
- 委員長 それでは第7号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は挙手  
をお願いいたします。
- 全委員 (全員挙手)
- 委員長 挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。それでは続きま  
して、第8号議案『都知事・都議補欠選挙執行時における期日前投票所  
開設体制について』を事務局から説明願います。
- 選挙係長 第8号議案『都知事・都議補欠選挙執行時における期日前投票所開設体  
制について』説明。
- 委員長 このことについて何か質問はありますか。
- 針谷委員 昨年11月の委員会で、衆議院議員選挙執行時における期日前投票所の開  
設体制について議論したかと思いますが、ご説明いただけますか。
- 選挙係長 衆議院議員選挙については小選挙区が13区と29区に分かれますが、広  
域配置型の3箇所に加えて竹の塚センターについても両小選挙区ともに受  
付を行い、公示日翌日から全期間開設いたします。一方で他の9投票所につ  
きましては、13区または29区のいずれかのみ受付を行い、期間につ  
いては8日間に短縮いたします。
- 針谷委員 今回事務局から提案いただいた案は、両案とも竹の塚センターを短縮して  
開設することになっており、この点に引かかっています。選挙にかかる  
経費の問題もあると思いますが、区民の利便性を向上させていくため、期  
日前投票ができる機会を多く設けていく必要があると思います。
- 管理係長 竹の塚センターにつきましては、衆議院議員選挙の際に13区と29区の

狭間の地域であることから、広域配置型の期日前投票所と同じ扱いにするものであり、東京都知事選挙と東京都議会議員補欠選挙については、衆議院小選挙区のような区分けはございません。

- 針谷委員 基本方針には期日前投票所をなるべく増やすと書かれており、衆議院議員選挙と異なるために全期間開設しないという理由は納得できません。竹の塚センターを全期間開設する場合、追加での費用はどの程度なのでしょうか。
- 管理係長 おおよそ250万円程度かかると見込んでおります。
- 針谷委員 事務局からご提案いただいた案については、どちらとも賛成できません。次回の委員会に決定を持ち越すことはできませんか。
- 事務局長 投票管理者と立会人につきましては、町会や自治会へ推薦を依頼させていただきます。人選が厳しい状況であるため、いち早く区民事務所に示す必要があることから、今回ご決定をいただきたいと思っております。
- 針谷委員 とりあえず決定を行い、次回の定例会で竹の塚センターを追加できないか議論するという条件なら構いません。
- 古野委員 私はA案に賛成です。基本方針は変えない方が良いと思っておりますし、若い世代の方々から投票所が分かりにくいといった声を良く耳にします。区民の混乱を避け、選挙管理委員会が投票率向上に取り組んでいる姿勢を示すためにもA案が良いと考えており、竹の塚センターもできれば追加したいと思っております。また、竹の塚センターでの投票者数について教えてください。
- 選挙係長 昨年の足立区議会議員選挙では、シアター1010、アリオ西新井、足立区役所に続いて4番目の8,363名が投票いたしました。
- 新井委員 A案が良いと考えていますが、投票管理者と立会人の要件はどのようになっているのでしょうか。
- 管理係長 要件につきましては、選挙権を有する方となっており、今回の選挙では300名程度の方に従事をお願いいたします。
- 新井委員 期日前投票所の投票管理者と立会人の報酬はどのようになっているのでしょうか。
- 管理係長 1日あたり、投票管理者が18,000円、投票立会人が13,000円となっております。
- 新井委員 投票管理者と立会人については、いつも一部の同じ方が従事している状況となっており、もっと従事できる人がいるのではないかと考えております。
- 事務局長 投票管理者と立会人の選出につきましては、町会や自治会からの選出の他、18歳からの投票立会人という取り組みを行っております。
- 古野委員 18歳からの投票立会人の募集の周知方法について教えてください。
- 事務局長 二十歳の集いのパンフレット等で周知を行っております。
- 古野委員 18歳からの投票立会人に参加してみたいと考える若い方はいらっしゃると思っておりますので、出前授業等の際にも告知していけたら良いと思っております。友達同士の口コミで参加してみたいと思う方もいると思っております。
- 委員長 この他に何か質問はありますか。
- 全委員 ありません。

委員 長 それでは第 8 号議案について、A 案に賛成の場合は挙手をお願いいたします。

全 委 員 (全員挙手)

委員 長 挙手総員により、本議案は A 案で決まりました。それでは続きまして報告第 10 号『会議等の日程について』を事務局から説明願います。

管理係長 報告第 10 号『会議等の日程について』説明。

委員 長 このことについて何か質問はありますか。

新井委員 明るい選挙推進委員の選出方法と選挙運動等の制約について教えてください。

管理係長 明るい選挙推進委員の選出方法につきましては、区民事務所を通じて、町会・自治会からご推薦いただいた方に委嘱をしています。また、選挙運動等の制約につきましては特にございません。

委員 長 この他に何か質問はありますか。

全 委 員 ありません。

委員 長 その他は何かありますか。

全 委 員 ありません。

委員 長 私から提案させていただきます。委員の住所要件に関し、2 回非公式で打ち合わせを行いました。何とか古野委員に続けてもらえる方法はないか事務局に調べてもらいましたが見つかりませんでした。また委員会では決定を行うために、打ち合わせでは国に文書を求めることで合意しました。一方で、区の顧問弁護士からは法律に反している状態と言われており、この状態を見過ごすことはできません。昨日総務省から回答があった旨、委員の皆様にも伝わっていると思いますが、改めて事務局から報告をお願いします。

事務局 長 ご報告の前にお詫び申し上げます。我々の誤った法解釈や不適切な事務処理につき、古野委員には多大なるご迷惑とご心労をおかけしたこと、お詫び申し上げます。また選挙管理委員の選挙にあたりましては、区議会議員を始めとする全ての皆様にお詫び申し上げます。今後といたしましては選挙に対する区民の皆様の信頼を回復していくため、疑義照会や事務処理等について改善を早急に行い、同じ過ちを犯さないようにして参ります。総務省の回答までの経過についてご説明させていただきます。まず委員の住所要件について疑義が生じたので、2 月 5 日に総務省へ照会を行い、2 月 16 日に総務省から、「その属する普通地方公共団体の議会の議員および長の選挙権と解するため、失職となる」との回答がございました。その後、2 月 19 日と 2 月 27 日に非公式の打ち合わせを行い、1 回目の打ち合わせの際には、古野委員を救える方法がないか検討しなさいということ、失職を決定するには抵抗があるというご意見をいただきました。2 回目の打ち合わせの際には、私から、古野委員を救える方法は見つからなかったこと、地方自治法（以下、「法」という）に定められた失職の手続きを取るしかないことをお伝えしました。また区の顧問弁護士に相談した上で、法第 182 条に違反した状態であ

ることをご説明申し上げました。これを受けまして、委員の皆様から、選挙管理委員会として文書での疑義照会を行い、総務省からの回答をもって決定したいとのご意見があり、回答を文書でいただけるのか総務省へ確認したところ、昨日連絡があり、総務省の見解は変わらないこと、文書は公印省略であること、文書回答には時間がかかるとのことでした。

委員長 委員会としては法の規定に則って議決をしていく必要があると思います。古野委員は主権者教育に積極的な活動をされていると伺っております。委員会でも鋭い質問をされており、頼もしく心強く思いました。もし、失職の決定がされた場合でも、足立区の選挙に関連した仕事に就いていただけないかという思いもあります。このことについて皆様いかがでしょうか。

針谷委員  
事務局長 総務省の回答について、公印が省略になるとはどういうことでしょうか。確認したところ、文書での回答については、基本的に公印省略としているとのことでした。

針谷委員 これは古野委員の身分を決定するという重要な決定を行うための文書なので、公印なしの文書をもって失職の決定はできません。文書の回答に時間がかかるのも仕方ないことだと思います。区から総務省に対して、法第182条が住所要件を求めているのではないのかという問い合わせを行っていますが、この点について、総務省は見解を示したのみで、明確な回答はしていません。また回答はメールとのこと、総務省は公印を押した文書を出すべきだと思います。また、委員会が失職の議決を否決した場合はどうなるのでしょうか。

事務局長 否決となった場合には、委員の資格は失いません。ただし、法に適合していないことを選挙管理委員会が許したことになり、住民監査請求等を受ける可能性が出てくると考えられます。

針谷委員 争うのは区民ではなく、不明瞭な法を作った総務省や東京都になると思います。我々は法に反したことは行っていないので、争うべきだと思います。

事務局長 疑義照会をかけた結果として、国や都は住所要件が必要であり、違法状態にあると示しております。区の顧問弁護士にも相談しておりますが、同じ判断です。

針谷委員 私の顧問弁護士にも相談しましたが、この件は明確に判断できないとのことでしたので、争うべきだと言っているのです。これ以上議論しても仕方ないので、総務省に文書を出してもらってください。

新井委員 メールも公文書扱いになるとのことですが、裁判での根拠になるのか区の顧問弁護士に確認を行っているのでしょうか。

事務局長 区の顧問弁護士へメールも公文書にあたることを確認しております。ただし、この公文書が必ずしも総務省の見解にあたる訳ではないと言われましたが、2月16日の回答については、総務省に対し、総務省の見解であることを確認しております。また併せて、この見解が変わることが

ないことを確認しております。

- 針谷委員　　ここでこれ以上争っても仕方ありません。総務省に対して文書はいつまでに出るのかも一度確認してください。
- 新井委員  
事務局長　　文書については公印を押したものを出示してもらってください。  
恐らく公印を押した文書は出ないと思います。このような法解釈のやり取りについては、基本的に電話等で回答しているとのこと。
- 針谷委員　　委員の失職という重要な決定を行うことと、通常の法解釈等のやり取りとは状況が異なると思います。
- 新井委員　　通常の行政事務とは異なります。裁判になる可能性があることから、公印を押した文書を出してもらい、慎重に事務を行っていく必要があると思います。
- 管理係長　　実際に総務省担当者と話した私からご説明させていただきます。まず、国の見解は変わらないということ、続いて、私どもから公印を押した文書で照会した場合でも、公印を押した文書での回答はいただけないというお答えを得ております。
- 針谷委員　　公印省略とした文書が裁判で証拠書類となるのであれば妥協しても良いと思います。総務省から文書が届くのを待ってから対応するということが遅くないと思います。
- 管理係長　　国の見解については、区の顧問弁護士も同じ見解という回答を得ており、事務局といたしましては、最初の判断が間違っていたと思っております。委員の皆様にはご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。事務局の判断が間違っていたということについては事務局内で一致しているところでございます。
- 新井委員  
事務局長　　事務局は全面撤回ということでしょうか。  
今回の件については区の判断に対して、総務省は住所要件が必要であるということを示しておりますので、我々はこれに従うしかないということです。
- 針谷委員　　そうしたら法第182条に住所要件が必要であると書いていないことについて問い合わせるべきです。
- 事務局長　　以前もお話しましたが、法第182条については、法第74条が補完しており、住所要件が必要とされています。
- 針谷委員  
事務局長　　そのことは総務省の回答に書いておらず、理由の説明が不十分です。  
回答については文書だけではなく、電話でもやり取りをして確認をしております。
- 針谷委員　　公印省略でも裁判で証明できる確証が得られれば話を進めてよいですが、文書回答がなければ話を進めることができません。また区からの住所要件の質問に関して、回答内容を変えた都選管を許すことはできません。
- 事務局長　　都選管への住所要件に関する問い合わせにつきましては、区の規定に基づき、問い合わせを行った電話記録を探しましたが見つかることができませんでした。
- 委員 長　　この件については、総務省からの文書をもとにして臨時会を行うという

ことにしたいと思います。

針谷委員 失職手続きが完了するまでは古野さんの委員としての身分は有効ですので、時間がかかっても良いと思います。

事務局長 ただ一方で、このような決定をすることは選挙管理委員会として、住民監査請求等のリスクがあることをお伝えさせていただきます。国は法第182条に住所要件があるという見解を示しております。

新井委員 今年には都知事選挙があり、このまま長引かせる訳にはいかないと思っています。私が言いたいのは公印省略の文書が裁判で有効なのかを確認して欲しいということです。

委員長 本日はこの後、会計年度任用職員の採用面接がございます。総務省からの文書が届き次第、臨時会を開催したいと思います。今回はこれで閉会といたします。

終了時刻 午前11時30分